

2 教育施策実施過程の合理化

〔施策設定の理由〕

- (1) 教育施策は、行政対象に適確に浸透し、所期の目的の実現を期さねばならない。このため、施策実施過程を合理化するとともに、これと併行する教育施策の評価をする必要がある。
- (2) 施策実施過程の問題は
 - ア 施策実施プログラムをたてること。
 - イ 施策の実施について、県教育委員会、市町村教育委員会、教育訓練機関の分担、協力実施計画と実施についてあきらかにし、指示を明確にすること。
 - ウ 部、課、係の分担と実施について明確な指示を与えるとともに、施策実施プログラムの修正、補完すべき事項のある場合の措置を適確にすること。
 - エ 他の機関、団体との協力提携を確実、緊密にすること。
などがあり、改善を要する。

〔施策の目標と内容〕

検討すべき問題を項目的にとりあげる。

- (1) 教育行政事務の再配分を実施すること。
 - ア 県教育委員会、市町村教育委員会、教育機関の事務再配分
 - イ 内部組織の事務再配分
- (2) 教育行政組織の合理化を検討する。
- (3) 教育行政組織の内部運営の合理化と事務の機械化を実現すること。
- (4) 教育施策の評価計画をたてること。

3 教育行政対象と教育行政機関とのパブリック リレーションの強化

〔施策設定の理由〕

- (1) 施策形成過程においても、施策実施過程、施策評価過程においても、行政対象と教育行政機関相互、教育行政組織内部の双方からのパブリックリレーションの正しい実現が、民主化と行政効果のうえから必要とされる。一方的なパブリックリレーションは、改善する必要がある。

〔施策の目標と内容〕

今後検討すべき内容を項目的にかかげる。

- (1) 教育行政対象の要求、期待、意識をつねに表明される機会、は握する機会をもつこと。
 - ア 教育施策の評価をきく機会をもつこと。
 - イ 教育モニターの拡充計画
 - ウ 一日教育委員会